



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年1月26日火曜日 第2135号

◇ 目次 ◇

指定居宅サービス事業者の指定.....	43
指定介護予防サービス事業者の指定.....	43
指定居宅サービス事業の廃止.....	44
指定居宅介護支援事業の廃止.....	44
指定介護予防サービス事業の廃止.....	44
土地改良区営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	45
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（4件）.....	45
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	45

兼用工作物の管理の方法について（8件）.....	46
道路の供用開始（県道中野川総津線）.....	49
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	49
道路の供用開始（ " " ）.....	49

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	50
----------------------------	----

雑 報

公示送達.....	50
-----------	----

告 示

○愛媛県告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
介護サービス山茶花合同会社	デイサービス山茶花	愛媛県北宇和郡鬼北町大字清延933番地1	平成21年12月1日	通所介護
いしづちライフサポート株式会社	いしづちライフサポート株式会社	愛媛県西条市大町315番地1 広栄ビル105号	平成21年12月1日	訪問介護
うま農業協同組合	J Aうまデイサービスセンターあつたか荘三島	愛媛県四国中央市中之庄町1684番地4	平成21年12月1日	通所介護
有限会社介護サービスひかり	デイサービスひかり	愛媛県大洲市東大洲1339番地7	平成21年12月4日	通所介護
株式会社のみ	ケアサポートのみ	愛媛県宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成21年12月15日	訪問介護
有限会社メディケアサポート	福祉用具貸与事業所あおば	愛媛県松山市若葉町7番5号	平成21年12月21日	福祉用具貸与
有限会社メディケアサポート	福祉用具貸与事業所あおば	愛媛県松山市若葉町7番5号	平成21年12月21日	特定福祉用具販売
介護機器のイトウ株式会社	蒼社町のデイサービス2	愛媛県今治市蒼社町二丁目1番18号	平成21年12月24日	通所介護
株式会社介護センター・スマイル	介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成21年12月25日	訪問介護
株式会社ケアサポートそよかぜ	株式会社ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成21年12月25日	訪問介護

○愛媛県告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年1月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
介護サービス山茶花合同会社	デイサービス山茶花	愛媛県北宇和郡鬼北町大字清延933番地1	平成21年12月1日	介護予防通所介護
いしづちライフサポート株式会社	いしづちライフサポート株式会社	愛媛県西条市大町315番地1 広栄ビル105号	平成21年12月1日	介護予防訪問介護
うま農業協同組合	J Aうまデイサービスセンターあつたか荘三島	愛媛県四国中央市中之庄町1684番地4	平成21年12月1日	介護予防通所介護
有限会社介護サービスひかり	デイサービスひかり	愛媛県大洲市東大洲1339番地7	平成21年12月4日	介護予防通所介護
株式会社のぞみ	ケアサポートのぞみ	愛媛県宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成21年12月15日	介護予防訪問介護
有限会社メディケアサポート	福祉用具貸与事業所あおば	愛媛県松山市若葉町7番5号	平成21年12月21日	介護予防福祉用具貸与
有限会社メディケアサポート	福祉用具貸与事業所あおば	愛媛県松山市若葉町7番5号	平成21年12月21日	特定介護予防福祉用具販売
介護機器のイトウ株式会社	蒼社町のデイサービス2	愛媛県今治市蒼社町二丁目1番18号	平成21年12月24日	介護予防通所介護
株式会社介護センター・スマイル	介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	平成21年12月25日	介護予防訪問介護
株式会社ケアサポートそよかぜ	株式会社ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4881番地	平成21年12月25日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
エスエイ福祉車輛有限会社	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成21年11月30日	福祉用具貸与
エスエイ福祉車輛有限会社	エスエイ福祉車輛有限会社	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成21年11月30日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ケアサービス土居	有限会社ケアサービス土居	愛媛県宇和島市大宮町2-4-16	平成21年12月15日	居宅介護支援

○愛媛県告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
エスエイ福祉車輛有限公司	エスエイ福祉車輛有限公司	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成21年11月30日	介護予防福祉用具貸与
エスエイ福祉車輛有限公司	エスエイ福祉車輛有限公司	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成21年11月30日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第73号

丹原町土地改良区営基盤整備促進事業湯谷口地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第74号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（岡成北工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

西予市役所野村総合支所

○愛媛県告示第75号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（中通川工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

西予市役所野村総合支所

○愛媛県告示第76号

県営畑地帯総合整備事業和田地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

内子町役場内子分庁舎

○愛媛県告示第77号

県営中山間地域総合整備事業東宇和東部地区（芒ヶ原工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

西予市役所野村総合支所

○愛媛県告示第78号

宇和島市営基盤整備促進事業池の岡地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第79号

東温市営基盤整備促進事業樋口地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4及び第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成22年 1月27日から平成22年 2月24日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第80号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川左岸堤防	新居浜市惣開町1596番5地先～同市新田町一丁目1120番5地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

- 2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 3 管理の期間

平成22年 1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第81号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川右岸堤防	新居浜市西原町一丁目1463番10地先～同市中須賀町一丁目1159番3地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

- 2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

- 3 管理の期間

平成22年 1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第82号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川左岸堤防	新居浜市北新町1120番6地先～同市西の土居町二丁目275番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第83号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川右岸堤防	新居浜市久保田町三丁目365番3地先～同市高木町359番5地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第84号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川左岸堤防	新居浜市滝の宮町1番地先～同市滝の宮町428番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第85号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川右岸堤防	新居浜市横水町306番地先～同市横水町305番3地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第86号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系東川	東川左岸堤防	新居浜市秋生709番17地先～同市秋生723番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第87号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 1月26日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川東川水系 東川	東川 右岸堤防	新居浜市本郷三丁目634番地先～同市中萩町2168番1地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年1月15日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中野川総津線	伊予郡砥部町総津1632番3	平成22年1月26日

○愛媛県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字入道ヶ浦甲470番13	旧	メートル 6.0～6.5	キロメートル 0.026	
			新	12.8～13.4	0.026	

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字入道ヶ浦甲470番13	平成22年1月26日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 1月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 1月12日	特定非営利活動法人 再生支援せとうち	吉 井 久 典	松山市来住町19番3号	この法人は、経済的な苦境に陥る中小企業経営者及び個人経営者に対し、事業及び生計に係る再構築の知識を有する専門スタッフが相談事業及びセミナー運営事業等を行うことにより、地域経済の停滞を防ぎ、もって地域経済再生に寄与する事を目的とする。

雑 報

○公示送達

山崎菊太郎（愛媛県西予市宇和町稲生393番1の登記名義人）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成22年2月15日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成22年 1月26日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成22年 1月12日付け裁決書